

新旧対照表

○振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動について規制する地域の指定

新	旧
振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動について規制する地域の指定	振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動について規制する地域の指定
昭和五十二年十一月二十九日 告示第七百七十七号	昭和五十二年十一月二十九日 告示第七百七十七号
改正 昭和五五年 六月 六日告示第 昭和五九年 三月 二日告示第 五三二号 一七三号 昭和六〇年 二月 一日告示第 昭和六一年 一〇月 二日告示第 八七号 九三六号 昭和六三年 四月三〇日告示第 平成 三年 一月 二九日告示第 三七二号 一〇三二号 平成 四年 三月 二日告示第 平成 八年 七月三〇日告示第 二二二号 七一四号 平成 九年 八月 二日告示第 平成 一一年 三月 一九日告示第 六〇五号 二三〇号 平成 二二年 四月 一八日告示第 平成 一五年 二月 二日告示第 三八八号 一〇五号 平成 一五年 三月 二四日告示第 平成 一五年 六月 六日告示第 二二二号 五四〇号 平成 一七年 三月 一日告示第 平成 一八年 三月 二七日告示第 一九三号 二二〇号 平成 一九年 三月 二〇日告示第 平成 二〇年 三月 二八日告示第 二七二号 三三三二号 平成 二三年 三月 二三日告示第 平成 二三年 三月 一八日告示第 一八六号 一八四号 平成 二四年 三月 二三日告示第 平成 二四年 二月 二八日告示第 一七八号 七三七号 平成 二八年 七月 一日告示第 平成 二九年 三月 一四日告示第 三九九号 二三一号	改正 昭和五五年 六月 六日告示第 昭和五九年 三月 二日告示第 五三二号 一七三号 昭和六〇年 二月 一日告示第 昭和六一年 一〇月 二日告示第 八七号 九三六号 昭和六三年 四月三〇日告示第 平成 三年 一月 二九日告示第 三七二号 一〇三二号 平成 四年 三月 二日告示第 平成 八年 七月三〇日告示第 二二二号 七一四号 平成 九年 八月 二日告示第 平成 一一年 三月 一九日告示第 六〇五号 二三〇号 平成 二二年 四月 一八日告示第 平成 一五年 二月 二日告示第 三八八号 一〇五号 平成 一五年 三月 二四日告示第 平成 一五年 六月 六日告示第 二二二号 五四〇号 平成 一七年 三月 一日告示第 平成 一八年 三月 二七日告示第 一九三号 二二〇号 平成 一九年 三月 二〇日告示第 平成 二〇年 三月 二八日告示第 二七二号 三三三二号 平成 二三年 三月 二三日告示第 平成 二三年 三月 一八日告示第 一八六号 一八四号 平成 二四年 三月 二三日告示第 平成 二四年 二月 二八日告示第 一七八号 七三七号 平成 二八年 七月 一日告示第 平成 二九年 三月 一四日告示第 三九九号 二三一号
令和 五年 七月 七日告示第 号	
振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第三条第一項の規定により、振	振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第三条第一項の規定により、振

動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域を次のとおり指定し、昭和五十三年一月一日から施行する。

なお、関係図面は、千葉県環境生活部大気保全課及び関係町村役場において閲覧に供する。

指定地域

印旛郡酒々井町	用途地域並びに市街化調整区域のうち大字上本佐倉字大堀、向台、西台及び清光寺作の全部の地域、大字本佐倉字北大堀及び猿楽場の全部の地域並びに大字馬橋の南酒々井ネオポリス団地の全部の地域
印旛郡栄町	用途地域のうち工業専用地域を除いた地域
香取郡多古町	用途地域のうち工業専用地域を除いた地域
香取郡東庄町	用途地域のうち工業専用地域を除いた地域
山武郡九十里町	用途地域
山武郡芝山町	用途地域のうち工業専用地域を除いた地域
山武郡横芝光町	用途地域のうち工業専用地域を除いた地域
長生郡一宮町	用途地域
長生郡長生村	用途地域
長生郡白子町	用途地域
夷隅郡御宿町	用途地域

備考 市街化調整区域並びに用途地域及び工業専用地域とは、令和五年七月七日現在において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項及び第八条第一項第一号の規定により定められた区域及び地域をいう。

前文（抄）（昭和五十五年六月六日告示第五百三十一号）
昭和五十五年六月十日から適用する。

動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域を次のとおり指定し、昭和五十三年一月一日から施行する。

なお、関係図面は、千葉県環境生活部大気保全課及び関係町村役場において閲覧に供する。

指定地域

印旛郡酒々井町	用途地域並びに市街化調整区域のうち大字上本佐倉字大堀、向台、西台及び清光寺作の全部の地域、大字本佐倉字北大堀及び猿楽場の全部の地域並びに大字馬橋の南酒々井ネオポリス団地の全部の地域
印旛郡栄町	用途地域のうち工業専用地域を除いた地域
香取郡多古町	用途地域のうち工業専用地域を除いた地域
香取郡東庄町	用途地域のうち工業専用地域を除いた地域
山武郡九十里町	用途地域
山武郡芝山町	用途地域のうち工業専用地域を除いた地域
山武郡横芝光町	用途地域のうち工業専用地域を除いた地域
長生郡一宮町	用途地域
長生郡長生村	用途地域
長生郡白子町	用途地域
夷隅郡御宿町	用途地域

備考 市街化調整区域並びに用途地域及び工業専用地域とは、平成二十九年三月十四日現在において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項及び第八条第一項第一号の規定により定められた区域及び地域をいう。

前文（抄）（昭和五十五年六月六日告示第五百三十一号）
昭和五十五年六月十日から適用する。

前文(抄) (昭和五十九年三月二日告示第百七十三号)
昭和五十九年四月一日から適用する。
前文(抄) (昭和六十年二月一日告示第八十七号)
昭和六十年四月一日から施行する。
前文(抄) (昭和六十一年十月二十一日告示第九百三十六号)
昭和六十一年十一月一日から施行する。
前文(抄) (昭和六十三年四月三十日告示第三百七十二号)
昭和六十三年五月一日から施行する。
前文(抄) (平成三年十一月二十九日告示第千三十二号)
平成四年一月一日から施行する。
前文(抄) (平成四年三月二十一日告示第二百二十一号)
平成四年四月一日から施行する。
前文(抄) (平成八年七月三十日告示第七百十四号)
平成八年九月一日から施行する。
前文(抄) (平成九年八月十二日告示第六百五号)
平成九年九月一日から施行する。
前文(抄) (平成十一年三月十九日告示第二百三十号)
平成十一年四月一日から施行する。
前文(抄) (平成十二年四月十八日告示第三百八十八号)
平成十二年五月一日から施行する。
前文(抄) (平成十五年二月二十一日告示第百五号)
平成十五年三月一日から施行する。
前文(抄) (平成十五年三月二十四日告示第二百二十一号)
平成十五年四月一日から施行する。
前文(抄) (平成十七年三月十一日告示第百九十三号)
平成十七年三月二十五日から施行する。
前文(抄) (平成二十年三月二十八日告示第三百三十二号)
平成二十年四月一日から施行する。
前文(抄) (平成二十四年三月二十三日告示第百七十八号)
平成二十四年四月一日から施行する。
前文(抄) (平成二十四年十二月二十八日告示第七百三十七号)
平成二十五年一月一日から施行する。

前文(抄) (昭和五十九年三月二日告示第百七十三号)
昭和五十九年四月一日から適用する。
前文(抄) (昭和六十年二月一日告示第八十七号)
昭和六十年四月一日から施行する。
前文(抄) (昭和六十一年十月二十一日告示第九百三十六号)
昭和六十一年十一月一日から施行する。
前文(抄) (昭和六十三年四月三十日告示第三百七十二号)
昭和六十三年五月一日から施行する。
前文(抄) (平成三年十一月二十九日告示第千三十二号)
平成四年一月一日から施行する。
前文(抄) (平成四年三月二十一日告示第二百二十一号)
平成四年四月一日から施行する。
前文(抄) (平成八年七月三十日告示第七百十四号)
平成八年九月一日から施行する。
前文(抄) (平成九年八月十二日告示第六百五号)
平成九年九月一日から施行する。
前文(抄) (平成十一年三月十九日告示第二百三十号)
平成十一年四月一日から施行する。
前文(抄) (平成十二年四月十八日告示第三百八十八号)
平成十二年五月一日から施行する。
前文(抄) (平成十五年二月二十一日告示第百五号)
平成十五年三月一日から施行する。
前文(抄) (平成十五年三月二十四日告示第二百二十一号)
平成十五年四月一日から施行する。
前文(抄) (平成十七年三月十一日告示第百九十三号)
平成十七年三月二十五日から施行する。
前文(抄) (平成二十年三月二十八日告示第三百三十二号)
平成二十年四月一日から施行する。
前文(抄) (平成二十四年三月二十三日告示第百七十八号)
平成二十四年四月一日から施行する。
前文(抄) (平成二十四年十二月二十八日告示第七百三十七号)
平成二十五年一月一日から施行する。